

公立大学法人宮城大学基本規則

平成21年4月1日

規則第1号

目次

- 第1章 総則（第1条―第5条）
- 第2章 法人運営組織（第6条―第24条の2）
- 第3章 教育研究等組織（第25条―第40条）
- 第4章 事務組織（第41条―第43条）
- 第5章 人事労務制度（第44条―第50条）
- 第6章 財務会計制度（第51条―第56条）
- 第7章 評価、監査及び情報公開（第57条―第59条）
- 第8章 雑則（第60条・第61条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号）、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）及び公立大学法人宮城大学定款（以下「定款」という。）に定めるもののほか、公立大学法人宮城大学（以下「法人」という。）の目的、業務、組織、運営その他の基本的事項について定めるものとする。

（法人の目的）

第2条 法人は、定款第1条の定めるところにより、宮城大学（以下「大学」という。）を設置し、及び管理することにより、卓越した教育研究の拠点として、学術文化を振興し、その成果を広く社会に還元するとともに、創造的な知性と豊かな人間性を備えた人材を育成し、もって地域の産業及び社会の発展に寄与することを目的とする。

（法人の業務）

第3条 法人は、大学を設置及び管理し、教育研究及びその成果の社会への提供の業務（以下「大学業務」という。）を行う。

- 2 法人は、大学業務の自主的及び自律的で効果的かつ効率的な運営を行うことにより、宮城県の知の創造と継承の拠点として、地域社会に積極的に貢献するものとする。
- 3 法人は、宮城県知事（以下「知事」という。）が法人の意見を聴いて定める中期目標並びにこれに基づき法人が作成し、知事の認可を得て定める中期計画及びこれに基づき知事に届け出る年度計画に沿って、業務を行うものとする。

（法人の事務所及びキャンパスの所在地）

第4条 法人の事務所は、定款第5条の定めるところにより、宮城県黒川郡大和町に置く。

- 2 法人は、大学キャンパスとして、宮城県黒川郡大和町に大和キャンパスを、宮城県仙台市太白区に太白キャンパスを、それぞれ置く。

（建学の精神及び大学の理念）

第1編組織運営 基本規則

第5条 法人は、建学の理念に立脚し、次のとおり建学の精神を定める。

快い生活環境（アメニティ）に身を置き、心温まる人間関係（ホスピタリティ）に囲まれていることは成熟社会に生きる万人の願いであり、このような地域社会を実現させるために「ホスピタリティとアメニティの究明と実現」を目指す。

2 法人は、前項に定める建学の精神を実現させるため、次のとおり大学の理念を掲げ大学業務を行う。

高度な実学に基づき、豊かな人間性、高度な専門性及び確かな実践力を身につけ、グローバルな視点で地域社会の発展に貢献できる人材を育成するとともに、学術・文化の向上と豊かで活力のある地域社会の形成に寄与する。

豊かな人間性：先人たちの考えや相手の価値観を尊重し、知性と感性を涵養することで自らの人間性を磨いていく。

高度な専門性：関連するあらゆる学問や技術に関心を寄せ、自らの専門性を高め、時々刻々と変化する社会にしなやかに、かつ、柔軟に対応できる力を身につける。

確かな実践力：地域に根ざし、グローバルな視点で自ら主体的に考え、強い意志を持って実践していく。

第2章 法人運営組織

（役員及び職員）

第6条 法人に、定款第8条の定めるところにより、役員として、理事長1人、副理事長1人、理事5人以内及び監事2人以内を置く。

2 法人の職員は、理事長が任命する。

（理事長）

第7条 理事長は、法人を代表し、法人の業務を総理する。

（学長選考会議）

第8条 学長の選考は、学長選考会議の議を経て行われるものとする。

2 学長選考会議は、経営審議会において選出された3人及び教育研究審議会において選出された3人の計6人の委員をもって構成する。

3 前項の場合において、経営審議会において選出された3人には、法人の役員及び職員以外の者2人以上が含まなければならない。

4 学長選考会議の議長は、委員の互選によって定める。

5 法第17条第2項及び第3項の規定により学長を解任する場合には、法第75条の規定により学長選考会議の申出により行うものとする。

6 第1項の規定による学長の選考及び前項の規定による解任等に関し必要な事項は、法、定款及び規則に定めるもののほか、「学長の選考、任期、解任及び業務執行状況の確認に関する規程」の定めるところによる。

7 前各項に定めるもののほか、学長選考会議の運営等に関し必要な事項は、「学長選考会議運営規程」の定めるところによる。

（副理事長）

第9条 副理事長は、法人を代表し、理事長を補佐して法人の業務を掌理するとともに、理事長が指定する職務を分担所掌する。

2 学長は、副理事長となるものとする。

第1編組織運営 基本規則

(理事)

第10条 理事は、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理するとともに、理事長が指定する職務を分担所掌する。

2 理事の任期は、4年を超えない範囲内において理事長が定める。

(分担所掌の事務)

第11条 第9条第1項及び前条第1項に定める理事長が指定する副理事長及び理事が所掌する事務は、次のとおりとする。

- 一 総務・人事労務に関すること。
- 二 企画・広報に関すること。
- 三 財務・施設に関すること。
- 四 教育・学生支援に関すること。
- 五 研究・学術情報に関すること。
- 六 産学地域連携・国際交流に関すること。
- 七 その他理事長が特に命ずる事項

2 理事長は、前項の規定にかかわらず、副理事長及び理事の事務の内容を変更することができる。

3 理事長は、理事の定数の範囲内で、特命事項を担当する理事又は無任所の理事を置くことができる。この場合において、当該理事を非常勤とすることができる。

(監事)

第12条 監事は、法人の業務を監査する。

2 監事の任期は、その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての法第34条第1項の規定による同項に規定する財務諸表の承認の日までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前2項に定めるもののほか、監査に関し必要な事項は、「監事監査及び内部監査規程」の定めるところによる。

(副学長)

第13条 理事長は、必要に応じ、大学に副学長を置くことができる。

2 副学長は、学長の申出に基づき理事長が任命する。

3 副学長は、法人の役員又は職員以外の者をもって充てることができる。

4 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

5 副学長の任期は、2年以内で理事長が定める期間とする。ただし、その期間は、当該副学長の任命を申し出た学長の任期の範囲内とする。

6 副学長は、再任されることができる。

(理事会)

第14条 法人に、定款第15条の定めるところにより、理事会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

2 理事会は、理事長が招集し、理事長がその議長となる。

3 理事会は、原則として、月1回開催するのを定例とする。ただし、必要があるときは、臨時に開催することができる。

4 監事は、理事会に出席して意見を述べるることができる。

第1編組織運営 基本規則

- 5 理事長は、副理事長、理事又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面で開催の要求があったときは、理事会を招集しなければならない。
- 6 理事会の庶務は、事務局総務課において処理する。
- 7 前各項に定めるもののほか、理事会の運営等に関し必要な事項は、「理事会運営規程」の定めるところによる。

(理事会の議決事項)

第15条 定款第18条各号に掲げる事項については、理事会の議を経なければならない。

(経営審議会)

第16条 法人に、定款第19条第1項の定めるところにより、法人の経営に関する重要事項を審議するため、経営審議会を置く。

- 2 経営審議会は、定款第22条各号に定める事項について審議する。
- 3 経営審議会は、理事長が招集し、理事長がその議長となる。
- 4 経営審議会は、次に掲げる委員12人以内で構成する。
 - 一 理事長、副理事長、財務を担当する理事並びに理事長が指名する理事及び職員の計6人以内
 - 二 理事長が任命する法人の役員及び職員以外の者
- 5 前項第2号に掲げる委員の数は、委員の総数の2分の1以上でなければならない。
- 6 経営審議会は、原則として、定例の審議会を年2回開催するものとする。ただし、必要がある場合には、臨時の審議会を開催することができる。
- 7 経営審議会の庶務は、事務局企画・入試課において処理する。
- 8 前各項に定めるもののほか、経営審議会の運営等に関し必要な事項は、「経営審議会運営規程」の定めるところによる。

(経営審議会の承認)

第17条 理事長は、法人の経営に関する重要事項を理事会において定める場合には、経営審議会の承認を得るものとする。

(教育研究審議会)

第18条 法人に、定款23条第1項の定めるところにより、大学の教育研究に関する重要事項を審議するため、教育研究審議会を置く。

- 2 教育研究審議会は、定款第26条各号に定める事項について審議する。
- 3 教育研究審議会は、学長が招集し、学長がその議長となる。
- 4 教育研究審議会は、次に掲げる委員をもって構成する。
 - 一 学長
 - 二 副学長
 - 三 人事労務を担当する理事、財務を担当する理事その他学長が指名する理事
 - 四 学群長、基盤教育群長及び研究科長
 - 五 第38条第1項に規定する教育推進センター等の長
 - 六 第39条第1項に規定する全学センターの長
 - 七 事務局長
- 5 教育研究審議会は、原則として、毎月開催するのを定例とする。ただし、必要がある場合には、臨時の会議を開催することができる。
- 6 理事長は、教育研究審議会にオブザーバーとして出席することができる。

第1編組織運営 基本規則

- 7 教育研究審議会の庶務は、事務局教務課において処理する。
- 8 前各項に定めるもののほか、教育研究審議会の運営等に関し必要な事項は、「教育研究審議会運営規程」の定めるところによる。

(教育研究審議会の先議)

第19条 理事長は、法人の教育研究に関する重要事項を理事会において定める場合には、あらかじめ教育研究審議会の審議を経るものとする。

(情報戦略推進会議)

第19条の2 法人の保有する情報（以下「法人保有情報」という。）の活用等について審議及び実施するため、情報戦略推進会議を置く。

- 2 情報戦略推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。
 - 一 法人保有情報の収集・活用等方針に関すること。
 - 二 法人保有情報の収集、管理及び分析に関すること。
 - 三 法人保有情報の活用による理事会、経営審議会、教育研究審議会その他の法人又は大学の組織における審議等の支援に関すること。
 - 四 その他法人保有情報に関し理事会が必要と認める事項に関すること。
- 3 情報戦略推進会議は、次に掲げる委員をもって構成する。
 - 一 理事長
 - 二 学長兼副理事長
 - 三 理事長が指名する理事
 - 四 理事長が指名する副学長
 - 五 第38条第1項に規定する教育推進センター等の長
 - 六 第39条第1項に規定する情報システムセンターの長
 - 七 事務局長
- 4 情報戦略推進会議に委員長及び副委員長を置き、それぞれ理事長及び理事長が指名する委員をもって充てる。
- 5 情報戦略推進会議に情報戦略推進室を置き、その所掌事務を分担させることができる。
- 6 前項の規定により情報戦略推進室を置く場合にあっては、同室に室長及び副室長を置き、それぞれ理事長が任命する。
- 7 前各項に定めるもののほか、情報戦略推進会議の組織、運営等に関し必要な事項は、「情報戦略推進会議運営規程」の定めるところによる。

(評価委員会)

第20条 法人の中期計画等について審議及び実施するため、評価委員会を置く。

- 2 評価委員会の所掌事項は、次のとおりとする。
 - 一 法人の中期計画及び年度計画に関すること。
 - 二 法人の自己点検評価及び外部評価に関すること。
 - 三 その他理事長から検討を指示された事項に関すること。
- 3 評価委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。
 - 一 学長兼副理事長
 - 二 教育、研究、人事労務、企画及び財務を担当する理事
 - 三 理事長が指名する副学長
 - 四 学群長、基盤教育群長及び研究科長
 - 五 第38条第1項に規定する教育推進センター等の長

第1編組織運営 基本規則

- 六 第39条第1項に規定する全学センターの長
 - 七 事務局長
 - 八 その他理事長が指名する職員
- 4 評価委員会に、委員長及び副委員長を置き、それぞれ学長兼副理事長及び委員長が指名する委員をもって充てる。
- 5 前各項に定めるもののほか、評価委員会の組織、運営等に関し必要な事項は、「評価委員会運営規程」の定めるところによる。

(広報委員会)

第21条 法人の広報活動について審議及び実施するため、広報委員会を置く。

- 2 広報委員会の所掌事項は、次のとおりとする。
- 一 広報に関する基本方針の策定に関すること。
 - 二 各種メディアを活用した広報活動に関すること。
 - 三 広報活動に関する学内等との連絡調整に関すること。
 - 四 その他広報に関すること。
- 3 広報委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。
- 一 学長兼副理事長
 - 二 広報を担当する理事
 - 三 広報を担当する副学長
 - 四 学群長、基盤教育群長及び研究科長
 - 五 第39条第1項に規定する全学センターの長
 - 六 事務局長
 - 七 その他理事長が指名する職員
- 4 広報委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ学長兼副理事長及び委員長が指名する委員をもって充てる。
- 5 広報委員会に、広報活動の具体的な企画、実施及び評価を円滑に行うため、委員長が指名する者をもって構成する専門部会を置くことができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、広報委員会の組織、運営等に関し必要な事項は、「広報委員会運営規程」の定めるところによる。

(懲戒審査会)

第22条 理事長の諮問に応じ、職員の懲戒に関する審査を行うため、懲戒審査会を置く。

- 2 懲戒審査会は、次に掲げる事項について審査する。
- 一 職員の懲戒に関すること。
 - 二 当該職員が構成若しくは所属する学群長、基盤教育群長、研究科長、センター長（第38条第1項に規定する教育推進センター等の長及び第39条第1項に規定する全学センターの長をいう。以下この章、第35条第3項及び第54条第2項において同じ。）又は事務局長その他管理監督者に係る管理者責任の有無及び程度に関すること。
 - 三 その他理事長が必要と認める事項に関すること。
- 3 懲戒審査会は、次に掲げる委員をもって構成する。
- 一 人事労務を担当する理事及び理事長が指名する理事
 - 二 学群長、基盤教育群長、研究科長及び事務局長
 - 三 法人の役員及び職員以外の者で、理事長が必要と認める場合において任命したもの
- 4 前項第2号の規定にかかわらず、同号の委員のうち、当該職員が構成又は所属する学群等の長は、委員となることができず、オブザーバーとして出席するものとする。

第1編組織運営 基本規則

- 5 懲戒審査会に委員長を置き、人事労務を担当する理事をもって充てる。
- 6 委員長は、懲戒審査会の審査結果を直ちに理事長に報告し、理事長は理事会の議を経て、これを決定し、及び執行するものとする。
- 7 前各項に定めるもののほか、職員の懲戒に関し必要な事項は、「就業規則」、「有期雇用職員就業規則」、「業務限定職員就業規則」及び「職員懲戒規程」の定めるところによる。

(兼業審査会)

第23条 職員が行う兼業について審議するため、兼業審査会を置く。

- 2 兼業審査会は、次に掲げる事項について審議する。
 - 一 技術移転事業者の役員等(監査役を除く。次号において同じ。)の兼業の許可に関すること。
 - 二 研究成果活用企業の役員等の兼業の許可に関すること。
 - 三 株式会社又は有限会社の監査役の兼業の許可に関すること。
 - 四 その他理事長が必要と認める事項に関すること。
- 3 兼業審査会は、学長兼副理事長、人事労務を担当する理事、理事長が指名する副学長、学群長、基盤教育群長、研究科長、センター長及び事務局長をもって構成する。
- 4 兼業審査会に委員長を置き、学長兼副理事長をもって充てる。
- 5 前各項に定めるもののほか、職員の兼業に関し必要な事項は、「職員兼業規程」の定めるところによる。

(研修審査会)

第24条 職員が行う研修について審議するため、研修審査会を置く。

- 2 研修審査会は、次に掲げる事項について審議する。
 - 一 国内派遣研修(研修期間が1月以上のものに限る。)の承認に関すること。
 - 二 海外派遣研修(研修期間が1月以上のものに限る。)の承認に関すること。
 - 三 学外自主研修に関すること。
 - 四 大学院修学研修に関すること。
 - 五 その他理事長が必要と認める事項に関すること。
- 3 研修審査会は、学長兼副理事長、人事労務を担当する理事、理事長が指名する副学長、申請者の構成若しくは所属する学群長、基盤教育群長、研究科長又はセンター長及び事務局長をもって構成する。
- 4 研修審査会に委員長を置き、学長兼副理事長をもって充てる。
- 5 前各項に定めるもののほか、職員の研修に関し必要な事項は、「職員研修規程」の定めるところによる。

(監査室)

第24条の2 法人に、法人及び大学の内部監査を処理させるため、監査室を置く。

- 2 監査室は、内部統制及び内部監査について所掌する。
- 3 監査室に室長及び室員を置き、理事長が任命する。

第3章 教育研究等組織

(教員の職)

第25条 教員(法人の職員のうち、大学の教育研究を行うものをいう。以下同じ。)には、教授、准教授、講師、助教及び助手の職を置く。

第1編組織運営 基本規則

(学群及び研究科等)

第26条 大学に置かれる学群及び学類は、次のとおりである。

- 一 看護学群 看護学類
 - 二 事業構想学群 事業プランニング学類、地域創生学類及び価値創造デザイン学類
 - 三 食産業学群 生物生産学類及びフードマネジメント学類
- 2 大学に置かれる大学院の研究科、課程及び専攻は、次のとおりである。
- 一 看護学研究科
 - イ 博士課程前期課程 看護学専攻
 - ロ 博士課程後期課程 看護学専攻
 - 二 事業構想学研究科
 - イ 博士課程前期課程 事業構想学専攻
 - ロ 博士課程後期課程 事業構想学専攻
 - 三 食産業学研究科
 - イ 博士課程前期課程 食産業学専攻
 - ロ 博士課程後期課程 食産業学専攻
- 3 学群及び学類並びに大学院の研究科、課程及び専攻の新設、改廃並びに変更については、経営審議会及び教育研究審議会の審議並びに理事会の議決を経なければならない。

(学系)

第27条 大学に、本学の教育研究の更なる発展のため、教員の研究領域、専門知識領域の近似性に基づき、教員の所属組織として、学系を置く。

- 2 大学に置かれる学系は、次のとおりとする。
- 一 人間・健康学系
 - 二 社会・文化学系
 - 三 創造・開発学系
 - 四 食料・生命学系
- 3 前2項に定めるもののほか、学系の組織、運営等に関し必要な事項は、「学系組織運営規程」の定めるところによる。

(学群及び大学院の教育研究上の目的)

第28条 第26条第1項の学群の教育研究上の目的は、次のとおりである。

- 一 看護学群
生命の尊厳を基盤とする豊かな人間力を備えて、科学的思考力とマネジメント能力を持ち、ヒューマンケアを中核とした創造的な看護を展開し、地域社会及び多分野・異文化の人々と協働して学際的及び国際的に活躍できる人材を育成すること。
- 二 事業構想学群
現代社会の諸課題を多角的・グローバルな視点で論理的にとらえ、その課題解決に向けた事業を実行可能かつ持続可能なものとして構築する能力を身につけるとともに、豊かな人間性を基盤として地域資源の活用や新たな価値創造を志向し、産業、行政及び社会の各分野で先導的役割を担うことができる人材を育成すること。
- 三 食産業学群
生物資源の開発及び食材生産から食品製造・流通・消費に至るまでのフードシステムについて幅広い科学的知識と技術を持ち、豊かな人間性に基づいて食産業全体及び地域社会を理解し、東北地域から世界まであらゆるレベルで食の未来を開拓できる意欲と能力を有する人材を育成すること

第1編組織運営 基本規則

2 第26条第2項の大学院の研究科の教育研究上の目的は、次のとおりである。

一 看護学研究科

生命の尊厳を基盤とする豊かな人間性を備え、学際的及び国際的な視点で地域現場の課題に対応できる知識・技術及び研究能力を持ち、高度な実践を行う看護職及び高度に専門的かつ自律的な研究能力を持つ教育研究者を養成するとともに、保健医療において必要とされる高度かつ専門的な看護について、研究と社会活動を行うこと。

二 事業構想学研究科

豊かな人間性に基づき、事業構想に関する高度に専門的な知識・技術をもち、学際的、国際的視点で研究または実践を主体的に遂行できる研究者、高度職業人を養成するとともに、事業構想において必要とされる高度かつ専門的な知識・技術・政策課題について、研究と社会活動を行うこと。

三 食産業学研究科

豊かな人間性に基づき、食産業に関する広い視野と高度な専門知識・技術をもち、学際的、国際的視点で研究または実践を主体的に遂行できる研究者、高度職業人を養成するとともに、食産業において必要とされる高度かつ専門的な知識・技術について、研究と社会活動を行うこと。

(学則)

第29条 大学の教育研究業務は、学群及び大学院の研究科において行う。

2 学群及び大学院の研究科は、職員組織の編成、教育課程の編成等教育研究業務の遂行に当たっては、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第3条第4号の規定に基づき定める学則の定めるところに従って行わなければならない。

(学群長、副学群長及び学類長)

第30条 学群に、学群長を置き、当該学群の主たる教育を担当する教授をもって充てる。

2 学群長は、学群の教育研究の管理運営、教員及び学生の監督等学群の校務をつかさどる。

3 学群長は、学群教授会を招集し、学群長がその議長となる。

4 学群長は、学群教授会の議を経て選出された学群長候補者の中から学長が学群長となる者を選考し、学長の申出に基づき理事長が任命する。

5 学群長の任期は2年とし、再任を妨げない。

6 理事長は、学群の管理執行上必要と認めるときは、理事会の議を経て、前項の任期を短縮することができる。

7 学群に、学群長を補佐させるため、副学群長を置き、学長の申出に基づき理事長が任命する。

8 学群に、必要に応じ、学類長を置くことができる。

9 前各項に定めるもののほか、学群長の選考等に関し必要な事項は、「学群長選考規程」の定めるところによる。

(学群教授会)

第31条 学群に学群教授会を置く。

2 学群教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

一 学生の入学及び卒業に関すること。

二 学位の授与に関すること。

三 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学群教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

第1編組織運営 基本規則

- 3 学群教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学群長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる学群の教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 4 学群教授会は、学群の主たる教育を担当する専任教員である教授、准教授、講師及び助教並びに学群教授会が必要と認め理事会が承認する大学の教員をもって構成する。
- 5 前各項に定めるもののほか、学群教授会の運営等に関し必要な事項は、「学群教授会運営規程」の定めるところによる。

（基盤教育群、基盤教育群教授会及び基盤教育群長等）

第32条 大学における基盤教育を実施するため、基盤教育群を置く。

- 2 基盤教育及び基盤教育群の円滑な運営を図るため、基盤教育群に基盤教育群教授会を置く。
- 3 基盤教育群教授会は、学長が基盤教育に係る教育研究に関する重要な事項で、基盤教育群教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。
- 4 基盤教育群教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び基盤教育群長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる基盤教育群の教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 5 基盤教育群教授会は、基盤教育群の主たる教育を担当する専任教員である教授、准教授、講師及び助教並びに学長が必要と認める大学の教員をもって構成する。
- 6 基盤教育群に、基盤教育群長を置き、教員の中から学長の申出に基づき理事長が任命する。
- 7 基盤教育群長は、基盤教育群の教育研究の管理運営、教員の監督等当該基盤教育群の校務をつかさどる。
- 8 基盤教育群長は、基盤教育群教授会を招集し、基盤教育群長がその議長となる。
- 9 基盤教育群長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 10 理事長は、基盤教育群の管理執行上必要と認めるときは、理事会の議を経て、前項の任期を短縮することができる。
- 11 基盤教育群に、基盤教育群長を補佐させるため、基盤教育副群長を置き、学長の申出に基づき理事長が任命する。
- 12 第2項から第5項までの規定に定めるもののほか、基盤教育群教授会の運営等に関しては、学群教授会の運営等に準じて行うものとする。

（研究科長及び副研究科長）

第33条 大学院の研究科に、研究科長を置き、当該研究科の主たる教育を担当する教授をもって充てる。

- 2 研究科長は、研究科の教育研究の管理運営、教員及び学生の監督等研究科の校務をつかさどる。
- 3 研究科長は、研究科教授会を招集し、研究科長がその議長となる。
- 4 研究科長は、研究科教授会の議を経て選出された研究科長候補者の中から学長が研究科長となる者を選考し、学長の申出に基づき理事長が任命する。
- 5 研究科長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 6 理事長は、研究科の管理執行上必要と認めるときは、理事会の議を経て、前項の任期を短縮することができる。
- 7 研究科に、研究科長を補佐させるため、副研究科長を置き、学長の申出に基づき理事長が任命する。
- 8 前各項に定めるもののほか、研究科長の選考等に関し必要な事項は、「研究科長選考規程」の

第1編組織運営 基本規則

定めるところによる。

(研究科教授会)

第34条 研究科に研究科教授会を置く。

- 2 研究科教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。
 - 一 学生の入学及び課程の修了に関すること。
 - 二 学位の授与に関すること。
 - 三 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。
- 3 研究科教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる研究科の教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 4 研究科教授会は、研究科の主たる教育を担当する専任教員である教授、准教授、講師及び助教並びに研究科教授会が必要と認め理事会が承認する本学の教員をもって構成する。
- 5 前各項に定めるもののほか、研究科教授会の運営等に関し必要な事項は、「研究科教授会運営規程」の定めるところによる。

(教員人事委員会)

第35条 教員の採用、再任、昇任及び評価その他教員の人事について審議するため、教員人事委員会を置く。

- 2 教員人事委員会は、次に掲げる事項について審議する。
 - 一 教員の採用に係る選考に関すること。
 - 二 教員の再任に係る審査に関すること。
 - 三 教員の昇任に係る選考に関すること。
 - 四 教員の評価及び教員資格審査に関すること。
 - 五 その他学長が必要と認める事項に関すること。
- 3 教員人事委員会は、学長、人事労務を担当する理事及び副学長（複数の場合は、学長が指名する副学長）、並びに当該人事に係る学群長、基盤教育群長、研究科長又はセンター長及び学長が別に定める委員をもって構成する。
- 4 教員人事委員会に委員長及び委員長代理を置き、それぞれ学長及び人事労務を担当する理事をもって充てる。
- 5 教員人事委員会に教員評価を円滑に行うため、委員長が指名する者をもって構成する専門委員会を置く。
- 6 前各項に定めるもののほか、教員の人事に関し必要な事項は、「教員人事規程」の定めるところによる。

(教育研究等評価委員会)

第35条の2 教育研究等の状況について点検及び評価等を実施するため、教育研究等評価委員会を置く。

- 2 教育研究等評価委員会の所掌事項は、次のとおりとする。
 - 一 教育研究等の状況に係る自己点検評価に関すること。
 - 二 認証評価に関すること。
 - 三 大学の内部質保証システムに関すること。
 - 四 その他学長から検討を指示された事項に関すること。

第1編組織運営 基本規則

3 教育研究等評価委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- 一 学長
- 二 学長が指名する副学長
- 三 人事労務、企画及び財務を担当する理事
- 四 学群長、基盤教育群長及び研究科長
- 五 第38条第1項に規定する教育推進センター等の長
- 六 第39条第1項に規定する全学センターの長
- 七 事務局長
- 八 その他学長が指名する職員

4 教育研究等評価委員会に、委員長及び副委員長を置き、それぞれ学長及び委員長が指名する委員をもって充てる。

5 前各項に定めるもののほか、教育研究等評価委員会の組織、運営等に関し必要な事項は、「教育研究等評価委員会運営規程」の定めるところによる。

(研究委員会)

第36条 全学的な研究に係る事項について、専門的に審議し、及び円滑に実施するため、研究委員会を置く。

2 研究委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- 一 研究の推進に関すること。
- 二 教員研究費、外部研究資金等の研究費及び国際学会等派遣旅費に関すること。
- 三 研究倫理に関すること。
- 四 発明、特許等知的財産に関すること。
- 五 その他学長から検討を指示された事項に関すること。

3 研究委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- 一 教育及び研究を担当する副学長並びに学長が指名する副学長
- 二 財務を担当する理事
- 三 第39条第1項に規定する全学センターの長
- 四 各学群及び基盤教育群から2人ずつ推薦された者
- 五 各研究科から1人ずつ推薦された者

4 研究委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ研究を担当する副学長及び委員の中から委員長が指名する者をもって充てる。

5 研究委員会に、研究に係る専門的な事項について調査、審議等を行わせるため、委員長が指名する者をもって構成する専門委員会を置く。

6 前各項に定めるもののほか、研究委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、「研究委員会運営規程」の定めるところによる。

(研究費審査会)

第37条 教員研究費の配分について審議するため、研究費審査会を置く。

2 研究費審査会は、次に掲げる事項について審議する。

- 一 国際研究費の配分に関すること。
- 二 特別研究費の配分に関すること。

3 研究費審査会は、研究を担当する副学長、学長が指名する理事、学群長、基盤教育群長、研究科長及び第39条第1項に規定する全学センターの長をもって構成する。

4 研究費審査会に委員長を置き、研究を担当する副学長をもって充てる。

5 前各項に定めるもののほか、教員研究費の配分に関し必要な事項は、別に定める。

第1編組織運営 基本規則

(教育推進センター等)

第38条 本学の教育目標の実現のため、教育機能の向上及び教育内容の充実を図るとともに、教育研究組織間の連携を推進するため、教育推進センター等として、次の表の左欄に掲げる組織を置き、その所掌事務は同表の右欄に定めるところによる。

組 織	所 掌 事 務
アドミッションセンター	入学者受入れ方針及び入学者選抜等に関すること。
カリキュラムセンター	教育課程編成・実施方針、卒業認定・学位授与方針及び教育内容の研究、開発等並びに地域連携実践教育プログラムの推進に関する学内等の連絡調整及び情報共有等に関すること。
スチューデントサービスセンター	学生の指導及び修学支援、生活支援、健康支援等並びにラーニングコモンズの運営に関すること。
キャリア・インターンシップセンター	キャリア教育並びにインターンシップの企画・調整及び進路支援等に関すること。
キャンパス整備委員会	ラーニングコモンズ等、キャンパス全体の環境整備、運営に関する学内等の連絡調整及び情報共有等のため、当分の間設置する。

- 2 アドミッションセンターに高大連携推進室、カリキュラムセンターに地域連携実践教育推進室、スチューデントサービスセンターに健康支援室及びコモンズ運営室、キャリア・インターンシップセンターにキャリア開発室及びインターンシップ開発室を置き、それぞれその所掌事務を分担させることができる。
- 3 第1項の表各項に規定するセンター等に、センター長及び副センター長並びに委員長及び副委員長を置き、学長の申出に基づき、それぞれ理事長が任命する。
- 4 高大連携推進室、地域連携実践教育推進室、健康支援室、コモンズ運営室、キャリア開発室及びインターンシップ開発室に、室長を置き、学長の申出に基づき、それぞれ理事長が任命する。
- 5 前各項に定めるもののほか、教育推進センター等の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めるところによる。

(全学センター)

第39条 大学に、教育研究及びその成果の社会への提供を支援するため、全学センターとして、次の表の左欄に掲げる組織を置き、その所掌事務は同表の右欄に定めるところによる。

組 織	所 掌 事 務
学術情報センター	教育・研究の活動に必要な各種情報の整備及び管理・運営、支援等に関すること。
情報システムセンター	情報処理及び通信関連システムの整備並びに管理・運営、支援等に関すること。

第1編組織運営 基本規則

国際交流・留学生センター	国際交流の企画並びに留学生及び留学の支援等に関すること。
研究推進・地域未来共創センター	教育・研究に係る資源及び成果を用いた産学・地域連携、地域貢献等に関すること。

- 2 学術情報センターに図書館（大和キャンパス図書館及び太白キャンパス図書館）及び宮城大学出版会を置き、その所掌事務を分担させることができる。
- 3 研究推進・地域未来共創センターに太白分室を置き、その所掌事務を分担させることができる。この場合において、太白分室の事務職員は、事務局太白事務室の職に補された職員又は同事務室勤務を命じられた職員をもって充てるものとする。
- 4 第1項の表各項に規定する各センターに、センター長及び副センター長を置き、学長の申出に基づき、それぞれ理事長が任命する。
- 5 図書館に館長及び副館長を、宮城大学出版会に出版会長及び副出版会長を置き、学長の申出に基づき、それぞれ理事長が任命する。
- 6 太白分室に分室長を置き、学長の申出に基づき理事長が任命する。
- 7 太白分室に副分室長を置き、事務局太白事務室長をもって充てる。
- 8 前各項に定めるもののほか、全学センターの組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めるところによる。

（附属農場）

- 第40条 食産業学の教育研究を支援するため、食産業学群に農場を附置する。
- 2 前項の農場（以下「附属農場」という。）に、農場長その他の職員を置く。
 - 3 農場長は、食産業学群長の指名を受け、学長の申出に基づき理事長が任命する。
 - 4 前各項に定めるもののほか、附属農場の運営等に関し必要な事項は、「食産業学群附属農場管理運営規程」の定めるところによる。

第4章 事務組織

（事務局）

- 第41条 法人に、法人及び大学の事務を処理させるため、事務局を置く。
- 2 事務局に、その事務を処理させるため、次の課及び室を置く。
 - 一 総務課
 - 二 法務室
 - 三 大学改革室
 - 四 財務課
 - 五 企画・入試課
 - 六 教務課
 - 七 学生支援課
 - 八 学術情報室
 - 九 太白事務室
 - 3 前項の課及び室に、その事務を分掌させるため、グループを置くことができる。
 - 4 前項のグループに、グループリーダーを置き、その職務は、グループの事務を整理することとする。
 - 5 前各項に定めるもののほか、事務局の分掌事務、事務決裁等に関し必要な事項は、「事務組織規程」及び「事務決裁規程」の定めるところによる。

第1編 組織運営 基本規則

(事務職員等)

第42条 事務職員は、法人が公募選考により任用する職員及び法人が宮城県の推薦を得て任用する県派遣職員からなるものとする。

2 前項に定めるもののほか、法人は、必要があると認めるときは、特別の能力及び資格を有する専門職員を任用することができる。この場合において、当該専門職員には3年以内の任期を付して任用することができるものとし、2年の期間内で再任することができる。

3 事務局に、運転業務及び農場業務を処理させるため、技能職員を置くことができる。

4 事務職員は、規程等の定めるところにより、法人の運営組織及び大学の教育研究等組織に委員として参画することができる。

(事務職員等の職)

第43条 事務局に、事務局長を置く。

2 事務局長は、理事長の命を受け、事務局の事務を掌理し、事務職員（研究推進・地域未来共創センターの事務職員を除く。）を指揮監督する。

3 課及び室に、課長及び室長を置く。

4 事務職員には、必要に応じて、次長、参事、副参事、課(室)長補佐、主幹、主任主査、主査及び主事の職を置くことができる。

5 技能職員には、技師主任及び技師の職を置くことができる。

第5章 人事労務制度

(職員の義務)

第44条 職員は、その職務に専念し、職務の遂行を通じて大学業務を行い、法人の目的の達成に寄与しなければならない。

(職員の採用等)

第45条 職員の採用は、公募に基づく選考によるものとする。

2 前項の選考は、試験、面接その他の方法によるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、教員の選考は、「教員人事規程」の定めるところによる。

4 法人は、職員の採用に際しては、次条の就業規則に定める労働条件等に従った労働契約を職員との間で締結するものとする。

5 就業規則に定めのない就業の条件は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働組合法（昭和24年法律第174号）、労働契約法（平成19年法律第128号）その他の労働法規の定めるところによる。

(就業規則)

第46条 職員は、就業規則、有期雇用職員就業規則及び業務限定職員就業規則に従って就業しなければならない。

(研修)

第47条 職員に対しては、研修を行うものとする。

2 職員は、自主的計画について理事長の許可を受けて、研修を行うことができる。

3 職員の研修に関し必要な事項は、「職員研修規程」の定めるところによる。

第1編組織運営 基本規則

(兼業)

第48条 職員は、その職務に支障を来さず、教育研究成果の社会への提供となる場合には、理事長の許可を受けて、兼業を行うことができる。

2 職員の兼業に関し必要な事項は、「職員兼業規程」の定めるところによる。

(表彰)

第49条 理事長は、長期勤続の職員及び著しい業績を上げた職員を表彰するものとする。

(懲戒)

第50条 理事長は、職員が法令又は法人の定める規則、規程等に違反した場合は、懲戒処分を行うものとする。

2 職員の懲戒の対象、取扱い等に関し必要な事項は、「就業規則」、「有期雇用職員就業規則」、「業務限定職員就業規則」及び「職員懲戒規程」の定めるところによる。

第6章 財務会計制度

(財務運営の原則)

第51条 法人は、設立団体から基本財産の出資を受け、及び学生納付金等の自己収支を超える必要経費に対する運営交付金の交付を得て大学業務を行っていることに鑑み、財務運営に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 資産及び収益の確保に努め、これを大学業務に最も効率的かつ効果的に用いること。
- 二 財務運営の自律性と透明性を保ち、県民に対して常に説明責任を果たすこと。
- 三 所定の会計基準及び財務諸表様式に従い、財務運営及び会計処理を厳正に行うこと。

2 法人の財務運営に関し必要な事項は、「会計規程」の定めるところによる。

(学生納付金)

第52条 授業料は、知事の定める上限を超えない範囲内で、法人が定める。

2 授業料等学生納付金に関し必要な事項は、「学生納付金規程」の定めるところによる。

(財源の確保)

第53条 役員（監事を除く。）は、大学業務の運営に当たり、常に財源の確保及び拡大に努めなければならない。

(財務区分等)

第54条 法人の財務を、収入及び支出予算の科目（以下「予算科目」という。）に区分し、それぞれに予算責任者を置くものとする。

2 前項に規定する予算科目及び予算責任者は、別に定める。

(予算)

第55条 法人の予算は、毎事業年度、理事長が年度開始前に調製するものとする。

2 理事長は、予算の調製後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を調製するものとする。

3 法人の予算は、経営審議会の議及び必要に応じて教育研究審議会の議を経て、理事会において決定する。

第1編組織運営 基本規則

(決算)

第56条 理事長は、法第34条第1項の規定に基づき、毎事業年度、財務諸表を作成し、これに当該事業年度の事業報告書及び決算報告書を添え、監事及び会計監査人の意見を付けて、当該事業年度の終了後3月以内に知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 理事長は、前項の知事の承認があったときは、これを公表するものとする。

第7章 評価、監査及び情報公開

(評価体制)

第57条 法人は、自主的かつ自立的な運営のもとに、教育研究活動の改善及び運営効率の向上を進めるため、大学による自己点検評価及び認証評価機関による評価を行い、次期中期計画及び年度計画に反映させるとともに、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価に関し必要な事項は、「評価委員会運営規程」及び「教育研究等評価委員会運営規程」の定めるところによる。

(監査体制)

第58条 法人は、業務運営の適正化及び透明性を確保するため、監事等による監査のほか、理事長のもとに内部監査チームを組織して、内部監査を行うものとする。

2 前項の内部監査に関し必要な事項は、「監事監査及び内部監査規程」の定めるところによる。

(情報公開)

第59条 法人は、法人運営の透明性を高め、県民に対する説明責任を果たすため、法人の運営状況、教育研究その他の業務状況について、法令に定めるもののほか、積極的に情報を公開するものとする。

2 法人の情報公開及び個人情報の取扱いに関し必要な事項は、「情報公開規程」、「宮城大学の保有する個人情報の保護に関する規程」及び「特定個人情報取扱規程」の定めるところによる。

第8章 雑則

(委任)

第60条 この規則に定めるもののほか、法人の運営等に関し必要な事項は、別に規程で定める。

(規則の改正等)

第61条 この規則の改正等は、経営審議会及び教育研究審議会の議を経て行うものとする。

附 則 (H21.4.1 第1回理事会)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (H21.7.22 第8回理事会)

この規則は、平成21年7月22日から施行する。

附 則 (H22.6.28 第24回理事会)

この規則は、平成22年6月28日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則 (H23.4.1 第40回理事会)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (H23.4.27 第41回理事会)

第1編組織運営 基本規則

この規則は、平成23年4月27日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則 (H23.9.28 第46回理事会)

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則 (H24.3.28 第53回理事会)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (H25.3.27 第67回理事会)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (H25.4.24 第68回理事会)

この規則は、平成25年5月1日から施行する。

附 則 (平成26. 3. 26 第81回理事会)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (H26.6.25 第84回理事会)

この規則は、平成26年7月1日から施行し、改正後の公立大学法人宮城大学基本規則第36条及び第40条の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則 (H27.3.25 第94回理事会)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (H28.3.23 第107回理事会)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (H28.5.25 第109回理事会)

この規則は、平成28年6月1日から施行する。

附 則 (H29.3.22 第120回理事会)

(施行期日)

- この規則は、平成29年4月1日から施行する。
(学部等に係る経過措置)
- この規則の施行の際現に改正前の公立大学法人宮城基本規則（以下「旧規則」という。）に規定する学部及び学科（以下「学部等」という。）は、当該学部等に在籍する者が当該学部等に在籍しなくなる日の属する年度の末日までの間、存続するものとする。
- 旧規則第28条第1項及び第29条第1項の規定は、前項の規定により存続する学部等に適用する。
- この規則の施行の日から学部等に在籍する者が当該学部等に在籍しなくなる日の属する年度の末日までの間における改正後の公立大学法人宮城大学基本規則（以下「新規則」という。）の適用については、次の表の左欄に掲げる新規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第19条第4項第5号	学群長、基盤教育群長、研究科長、副学群長	学群長、学部長、基盤教育群長、研究科長、副学群長、副学部長
第19条第4項第9号及び第21条第3項第4号	学群長	学群長、学部長
第22条第2項第2号及び第3項第2号	学群長	学群長、学部長
第22条第4項	学群等	学群、学部等
第23条第3項、第24条第3項、第25条第3項及び第26条第3項	学群長	学群長、学部長
第28条第3項	学群及び学類	学群、学部、学類及び学科

第 1 編組織運営 基本規則

第 3 0 条第 1 項及び第 2 項	学群	学群、学部
第 3 1 条の見出し	学群長、副学群長及び学類長	学群長、学部長、副学群長、副学部長、学類長及び学科長
第 3 1 条第 1 項	学群	学群及び学部
	学群長	学群長及び学部長
	当該学群	当該学群及び学部
第 3 1 条第 2 項	学群長	学群長及び学部長
	学群	学群及び学部
第 3 1 条第 3 項	学群長	学群長及び学部長
	学群教授会	学群教授会及び学部教授会
第 3 1 条第 5 項	学群長	学群長及び学部長
第 3 1 条第 6 項	学群	学群及び学部
第 3 1 条第 7 項	学群	学群及び学部
	学群長	学群長及び学部長
	副学群長	副学群長及び副学部長
第 3 1 条第 8 項	学群	学群及び学部
	学類長	学類長及び学科長
第 3 2 条の見出し	学群教授会	学群教授会及び学部教授会
第 3 2 条第 1 項	学群	学群及び学部
	学群教授会	学群教授会及び学部教授会
第 3 2 条第 2 項	学群教授会	学群教授会及び学部教授会
第 3 2 条第 3 項	学群教授会	学群教授会及び学部教授会
	学群長	学群長及び学部長
	学群	学群及び学部
第 3 2 条第 4 項	学群教授会	学群教授会及び学部教授会
	学群	学群及び学部
第 3 2 条第 5 項	学群教授会	学群教授会及び学部教授会
	学群教授会運営規程	学群教授会運営規程及び学部教授会運営規程
第 4 2 条第 1 項	食産業学群	食産業学群及び食産業学部
第 4 4 条第 3 項第 3 号	学群	学群、学部
第 4 4 条第 3 項第 4 号	食産業学群	食産業学群及び食産業学部
第 5 7 条第 2 項	学群長	学群長、学部長

(学群長等の任命等に係る特例)

- 5 新規則第 3 1 条の規定に基づき最初に置かれる学群長及び副学群長については、同条の規定にかかわらず、旧規則第 3 1 条第 4 項及び第 7 項の規定により現に任命されている学部長及び副学部長がそれぞれ兼ねるものとし、その任期は当該学部長及び副学部長の任期とする。
- 6 前項の規定に基づき最初に置かれる学群長及び副学群長の後任の学群長及び副学群長は、それぞれ学部長及び副学部長を兼ねるものとする。

(基盤教育群長等の任期に係る特例)

- 7 新規則 3 2 条の 2 第 6 項の規定に基づき最初に置かれる基盤教育群長の任期については、同条第 9 項の規定にかかわらず、平成 3 0 年 3 月 3 1 日までとする。
- 8 新規則第 3 2 条の 2 第 1 1 項の規定に基づき置かれる基盤教育副群長の任期は、平成 3 0

第1編組織運営 基本規則

年3月31日までとする。

附 則（H30.3.28 第135回理事会）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際に、改正前の公立大学法人宮城大学基本規則（以下「旧規則」という。）に規定する条項を引用する本学の規則、規程等において、改正後の公立大学法人宮城大学基本規則の該当条項が変更されている場合は、当分の間、なお旧規則の条項を適用するものとする。

附 則（H31.3.27 第148回理事会）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（R3.3.24 第172回理事会）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（R4.3.23 第184回理事会）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則施行前の第26条第1項第三号に規定する食資源開発学類は、令和4年3月31日に在学する者が当該学類に在籍しなくなる日の属する年度の末日までの間、存続するものとする。

- 3 前項の規定により存続するとした食資源開発学類は、改正後の第28条第1項第三号の規定にかかわらず、従前のとおりとする。

附 則（R4.6.29 第187回理事会）

この規則は、令和4年8月1日から施行する。

附 則（R4.8.31 第189回理事会）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、改正後の第8条の規定は、公立大学法人宮城大学定款の変更（令和5年4月1日施行）附則第2項の規定に基づき行われる最初の学長の選考から適用する。

附 則（R5.3.22 第198回理事会）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（R5.6.28 第200回理事会）

この規則は、令和5年6月28日から施行する。

附 則（R6.3.27 第209回理事会）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（R6.6.26 第212回理事会）

この規則は、令和6年6月26日から施行する

附 則（R7.3.26 第221回理事会）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。